

快適以上を、世の中へ。



中部電力グループ

第106回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

名古屋市中区栄一丁目17番6号
コートヤード・バイ・マリオット名古屋
2階 セントラルボールルーム

株式会社 トーエネック

証券コード：1946

株主のみなさまへ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
令和6年能登半島地震にて被災されましたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。
当社第106回定時株主総会を2024年6月26日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をいたします。
株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役会長 藤田 祐三



2024年度、当社は創立80周年を迎えます。これもひとえに株主のみなさまのご支援の賜物と深く感謝申し上げます。
2023年度は「中期経営計画2027」の初年度として、お客さまや社会と共に成長し続けていくための取り組みを推進してまいりました。
当社を取り巻く環境が大きく変化するなか、これからも社会から信頼される存在であり続けるよう取り組んでまいります。

2024年6月

代表取締役社長 滝本 嗣久

株主各位

証券コード 1946
(発送日) 2024年6月 6日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月31日
名古屋市中区栄一丁目20番31号
株式会社 トーエネック
代表取締役会長 藤 田 祐 三

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第106回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



【当社ウェブサイト】
https://www.toenec.co.jp/ir/stocks_info/general_meeting/index.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月26日（水曜日） 午前10時
2. 場 所	名古屋市中区栄一丁目17番6号 コートヤード・バイ・マリオット名古屋 2階 セントラルボールルーム
3. 目的事項	報告事項 1. 第106期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第106期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

■株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

■ 株主総会にご出席されない場合



インターネット等により議決権を行使される場合

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時15分まで

次頁「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、期限までに入力を完了してください。



書面（議決権行使書用紙）により議決権を行使される場合

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙に替否をご表示いただき、ご返送ください。

なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

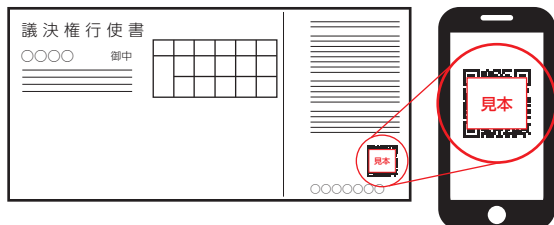
- インターネット等による方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の定めに基づき、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面には記載していません。
- ・ 事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載の事項となります。

インターネット等による議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、成長戦略への投資のための内部留保と株主還元をバランスよく実施することを経営の重要課題と位置付け、資本収益性の向上や財務健全性の確保、フリー・キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案し、連結配当性向30%以上の業績に応じた利益還元を行うことを基本としております。

当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金140円 総額2,617,914,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日

2. 剰余金の処分にに関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 4,900,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 4,900,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名					現在の当社における地位		
1	再 任	いけ 池	やま 山	たつ 竜	お 夫	取締役 専務執行役員		
2	再 任	たき 滝	もと 本	つぐ 嗣	ひさ 久	代表取締役社長 社長執行役員		
3	再 任	ふじ 藤	た 田	ゆう 祐	ぞう 三	代表取締役会長		
4	再 任	やま 山	ざき 崎	しげ 重	みつ 光	代表取締役 副社長執行役員		
5	再 任	社外	独立	いい 飯	づか 塚	あつし 厚	取締役	
6	新任	社外	独立	い 五十	がらし 嵐	かず 一	ひろ 弘	—
7	再 任	社外	独立	う 鵜	かい 飼	ひろ 裕	ゆき 之	取締役
8	新任	社外	独立	たき 瀧	がみ 上	まさ 晶	よし 義	—
9	再 任	社外	独立	よし 吉	もと 本	あき 明	こ 子	取締役

候補者番号

1 ^いけ ^やま ^たつ ^お 池 山 竜 夫 (1964年4月13日生)



再 任

所有する当社株式の数

2,449株

略歴、地位、担当

1987年 4 月 当社 入社
2013年 6 月 当社 執行役員 三重支店営業部長兼工事グループ長
2013年 7 月 当社 執行役員 営業本部空調管統括部長
2016年 7 月 当社 執行役員 空調管本部空調管統括部長
2018年 4 月 当社 執行役員 三重支店長
2021年 4 月 当社 専務執行役員 情報システム部、情報通信統括部統括
2022年 4 月 当社 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、
情報通信統括部統括
2022年 6 月 当社 取締役 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、
情報通信統括部統括（現任）

■ 取締役候補者とした理由

池山竜夫氏は、長年にわたり空調管部門の業務に従事し、工事全般に関する業務に精通しており、空調管統括部長、三重支店長を歴任し、現在は専務執行役員として、技術研究開発部、情報システム部、情報通信統括部を統括しており、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

2 ^{た き} 滝 ^{も と} 本 ^{つ ぐ} 嗣 ^{ひ さ} 久 (1962年12月11日生)



再任

所有する当社株式の数

3,161株

略歴、地位、担当

1986年 4 月 当社 入社
2013年 6 月 当社 参与 配電本部 地中線部副部長
2014年 6 月 当社 執行役員 静岡支店長
2018年 4 月 当社 執行役員 東京本部副本部長
2020年 4 月 当社 専務執行役員 東京本部長
2020年 6 月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
2022年 4 月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
経営企画部、経理部、資材部統括
2023年 4 月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
秘書部、人事部、教育センター、資材部統括
2024年 4 月 当社 代表取締役社長 社長執行役員〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

滝本嗣久氏は、長年にわたり地中線工事部門の業務に従事し、地中線工事全般に関する業務に精通しているほか、静岡支店長、東京本部長を歴任し、経営効率化や受注拡大に向けて積極的に取り組み、現在は代表取締役社長として、優れた経営手腕と卓越したリーダーシップを発揮し、当社および当社グループを牽引し、中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進して当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

3 ふじ た ゆう ぞう
藤 田 祐 三 (1959年4月19日生)



再任

所有する当社株式の数

5,535株

略歴、地位、担当

2008年 6 月 中部電力株式会社 エネルギー事業部付 株式会社シーエナジー出向
株式会社シーエナジー 代表取締役社長
2011年 7 月 中部電力株式会社 販売本部配電部長
2012年 7 月 同社 お客さま本部配電部長
(2013年5月から2013年6月まで計画グループ部長を兼務)
2014年 7 月 同社 執行役員 お客さま本部配電部長
2015年 7 月 同社 常務執行役員 名古屋支店長
2018年 4 月 当社 専務執行役員 東京本部長
2018年 6 月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
2020年 4 月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括
2021年 4 月 当社 代表取締役社長 社長執行役員
2024年 4 月 当社 代表取締役会長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

藤田祐三氏は、東京本部長在任時には関東エリアでの受注拡大に向けた営業・施工体制の強化、新たな収益源確保に積極的に取り組み、代表取締役社長として優れた経営手腕と卓越したリーダーシップにより当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力し、現在は代表取締役会長として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

4 ^{やま}山 ^{ざき}崎 ^{しげ}重 ^{みつ}光 (1965年3月25日生)



再任

所有する当社株式の数

3,238株

略歴、地位、担当

1987年 4 月 当社 入社
2015年 6 月 当社 参与 経営企画室副室長
2016年 7 月 当社 執行役員 経営企画部副部長兼経営管理グループ長
2017年 4 月 当社 執行役員 営業本部内線統括部長
2021年 4 月 当社 執行役員 人事部長
2022年 4 月 当社 専務執行役員 東京本部長
2022年 6 月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
2024年 4 月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
国際事業統括部統括 営業本部長〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

山崎重光氏は、長年にわたり屋内線部門の業務に従事し、工事全般に関する業務に精通しているほか、経営企画室副室長、人事部長、東京本部長を歴任し、現在は代表取締役副社長として、経営全般に関して社長を補佐し、中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号

5 いい 飯 塚

あつし 厚 (1959年5月12日生)



再任 社外 独立

所有する当社株式の数

889株

略歴、地位、担当

2001年 7 月 三重県総合企画局長、総務局長
2006年 7 月 財務省主計局主計官（農林水産）
2009年 7 月 同省 理財局総務課長
2012年12月 内閣官房日本経済総合事務局次長
2014年 7 月 財務省理財局次長
2015年 7 月 同省 東海財務局長
2016年 7 月 国税庁次長
2017年 7 月 財務省関税局長（2018年7月 同省退職）
2018年11月 SOMPOホールディングス株式会社顧問
2019年 1 月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社理事長（2020年6月退任）
2020年 6 月 当社 社外取締役（非常勤）〔現任〕
日本郵政株式会社専務執行役
2021年 6 月 日本郵政株式会社代表執行役副社長
2023年 6 月 同社 取締役兼代表執行役副社長
2024年 4 月 同社 取締役兼代表執行役上席副社長〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

日本郵政株式会社取締役兼代表執行役上席副社長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

飯塚厚氏は、長年にわたる行政官等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。

これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

飯塚厚氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって4年

候補者番号

6 ^{い が ら し} 五十嵐 ^{か ず} 一 ^{ひろ} 弘 (1957年1月2日生)



新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

1979年 4 月 日本国有鉄道入社
1987年 4 月 東海旅客鉄道株式会社入社
1995年 6 月 同社 新幹線鉄道事業本部東京第二車両所長
1998年 6 月 同社 技術本部主幹
2002年 6 月 同社 総合技術本部技術企画部担当部長
2004年 7 月 同社 安全対策部次長
2006年 6 月 同社 新幹線鉄道事業本部車両部長
2010年 6 月 同社 総合技術本部副本部長・技術企画部長
2012年 6 月 同社 執行役員総合技術本部副本部長・技術開発部長
2014年 6 月 同社 取締役常務執行役員総合技術本部長、車両部門統括担当
2016年 1 月 日本車輛製造株式会社副社長執行役員
2016年 6 月 同社 代表取締役社長
2023年 6 月 同社 相談役〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

日本車輛製造株式会社相談役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

五十嵐一弘氏は、東海旅客鉄道株式会社の取締役常務執行役員および日本車輛製造株式会社の社長を歴任され、現在は日本車輛製造株式会社の相談役に就任されています。

同氏は、長年にわたる企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

五十嵐一弘氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

7 ^う 鵜 ^{かい} 飼 ^{ひろ} 裕 ^{ゆき} 之 (1954年3月5日生)



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

268株

略歴、地位、担当

2005年 4 月 国立大学法人名古屋工業大学大学院工学研究科教授
2007年 4 月 同大学 大学院工学研究科情報工学専攻長兼務
2009年 4 月 同大学 大学院工学研究科創成シミュレーション工学専攻長兼務
2010年 4 月 同大学 副学長兼同大学院工学研究科教授
2011年 4 月 同大学 次世代自動車工学教育研究センター長兼務
2013年 4 月 同大学 留学生センター長兼務
2014年 4 月 同大学 学長
2020年 4 月 学校法人東邦学園愛知東邦大学副学長兼経営学部教授
学校法人東邦学園理事〔現任〕
2021年 4 月 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長〔現任〕
2021年 6 月 ASTI株式会社社外取締役（監査等委員）〔現任〕
2022年 6 月 当社 社外取締役（非常勤）〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

学校法人東邦学園理事
学校法人東邦学園愛知東邦大学学長
ASTI株式会社社外取締役（監査等委員）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鵜飼裕之氏は、長年にわたる学校経営を通じて培われた豊富な経験と工学博士としての専門的知見など幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、任意の指名・報酬委員会および親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。

これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

鵜飼裕之氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定でありません。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって2年

候補者番号

8 ^{たき} 瀧 ^{がみ} 上 ^{まさ} 晶 ^{よし} 義 (1961年12月1日生)



新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

1985年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
1990年 4 月 瀧上工業株式会社入社
1997年 6 月 同社 取締役営業部長
1998年 6 月 同社 取締役名古屋支店長
1999年10月 同社 取締役東部営業部長
2004年 6 月 同社 取締役兼執行役員東部営業グループ長
2006年 6 月 同社 取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長
2007年 4 月 同社 取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長兼企画管理室長
2007年 6 月 同社 取締役兼執行役員管理本部管掌兼企画管理室長
2008年 6 月 同社 常務取締役企画管理室管掌兼生産本部管掌兼工事本部管掌
2010年 6 月 同社 代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

瀧上工業株式会社代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

瀧上晶義氏は、瀧上工業株式会社に於いて取締役として以降、多くの要職を歴任され、現在は同社の社長に就任されています。

同氏は、長年にわたる企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

瀧上晶義氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役として選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定でありません。

候補者番号

9 よし もと あ き こ
吉 本 明 子 (1963年2月4日生)



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

100株

略歴、地位、担当

1985年 4 月 労働省（現厚生労働省）入省
2013年 7 月 愛知県副知事
2015年 7 月 厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）
2015年10月 同省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
2017年 7 月 同省 中央労働委員会事務局審議官（調整、企画広報担当）
2018年 7 月 同省 人材開発統括官
2019年 7 月 同省 中央労働委員会事務局長（2021年10月 同省退職）
2022年 2 月 ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザー（現任）
2022年 6 月 当社 社外取締役（非常勤）〔現任〕
2023年 6 月 宝ホールディングス株式会社社外監査役〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザー
宝ホールディングス株式会社社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉本明子氏は、長年にわたる労働分野における行政官等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言をいただくとともに、親子取引審議委員会の委員として当社経営に対する実効性の高い監督を行っております。

これらの経験および見識に基づき、引き続き社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

吉本明子氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって2年

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 当社は、非業務執行取締役である飯塚厚氏、鵜飼裕之氏および吉本明子氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、同責任限定契約を継続する予定であります。また、五十嵐一弘氏および瀧上晶義氏が原案どおり選任された場合は、各氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 吉本明子氏は、2024年6月27日開催予定の住友精化株式会社第111回定時株主総会における取締役選任議案の社外取締役候補者であります。

＜ご参考＞取締役候補者および監査等委員である取締役のスキルマトリックス

	氏 名	独立 社外	特に期待する分野						
			企業経営	営業・ マーケティング	技術・ 品質・DX	財務会計	法務・ リスク管理	国際性	ESG (環境・社会・ ガバナンス)
取締役候補者	藤 田 祐 三		○	○	○		○		○
	滝 本 嗣 久		○			○	○	○	○
	山 崎 重 光		○	○	○			○	○
	飯 塚 厚	●	○			○	○		○
	鵜 飼 裕 之	●	○		○		○		○
	吉 本 明 子	●	○				○	○	○
	五十嵐 一 弘	●	○		○		○		○
	瀧 上 晶 義	●	○	○	○				○
	池 山 竜 夫		○	○	○				○
監査等委員である取締役	寺 田 修 一		○				○		
	杉 田 勝 彦	●				○	○		
	柴 田 光 明	●				○	○		
	木 村 昌 彦					○	○		

※上表は各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、回復の動きが続きました。建設業界においても、公共投資は底堅い動きで推移し、民間設備投資も堅調な企業収益等を背景に高い水準で推移しました。一方で原材料価格の高騰や供給面での制約などの影響が懸念される状況にありました。

当社グループは、中期経営計画2027（2023年度～2027年度）をスタートさせました。新たな中期経営計画では、カーボンニュートラル社会への移行、デジタル技術の発展、少子高齢化の進行といった事業環境の変化を踏まえたうえで、お客さまや社会と共に成長し続けていくために取り組むべき施策を4つの基本方針（①成長分野への挑戦、②既存事業の深化、③人材投資の更なる拡充、④経営基盤の強化）にまとめております。

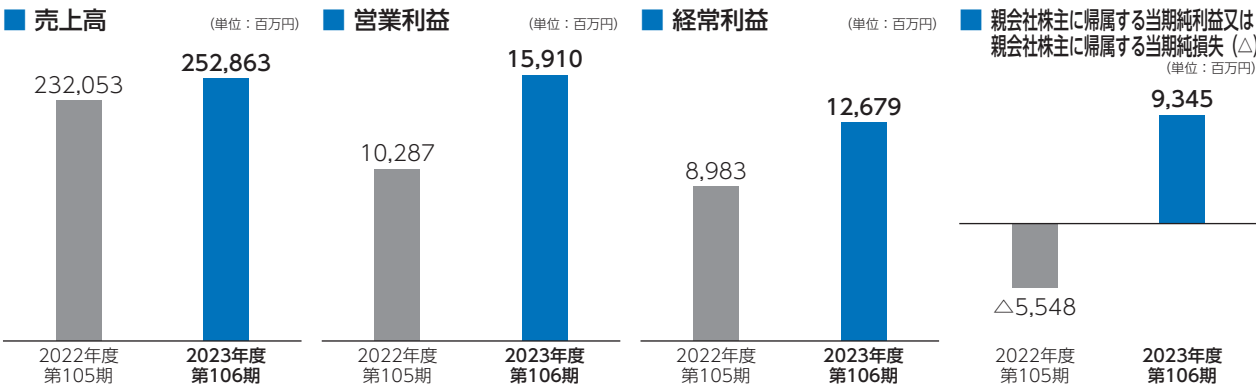
そして、基本方針を力強く推進するための3つの重要なテーマ（カーボンニュートラルへの取り組み、デジタル化・DXの推進、人材の確保・活躍推進）を成長ドライバーに位置付けております。

これらにより、当期は将来を見据えたエリア戦略の展開、グループ一体でのバリューチェーンの強化、柔軟な施工体制の構築、積極的な技術者の採用、人材育成の強化、働き方改革およびかいぜん活動の推進等の諸施策を進めてまいりました。

また、企業の存続にはお客さまや社会との信頼関係が不可欠であることから、安全・品質の確保やコンプライアンスの推進、ガバナンスの強化等にも継続的に取り組んでまいりました。

この結果、当期の業績は、屋内線工事や空調管工事において期首からの手持工事が順調に進捗したことなどにより、大幅な増収増益となりました。

〔連結業績〕	売上高	2,528億6千3百万円	(対前期比 9.0%増)
	営業利益	159億1千万円	(対前期比 54.7%増)
	経常利益	126億7千9百万円	(対前期比 41.1%増)
	親会社株主に帰属する当期純利益	93億4千5百万円	(前期は親会社株主に帰属する 当期純損失55億4千8百万円)



各事業部門の業績は、次のとおりであります。

① 企業集団の事業セグメント別業績の状況

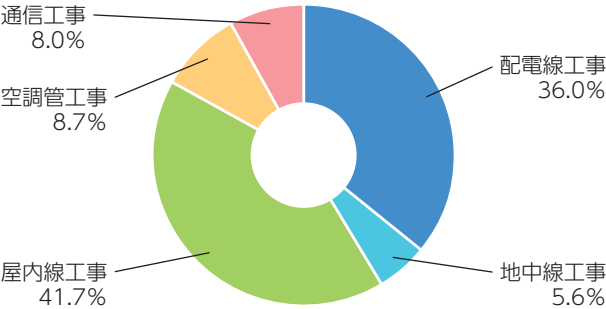
区 分	受注高	前期比	売上高	前期比
設備工事業	226,894百万円	△12.4%	235,447百万円	9.5%
エネルギー事業	—	—	12,901百万円	3.0%
その他	—	—	4,514百万円	△0.8%
合 計	226,894百万円	△12.4%	252,863百万円	9.0%

② 当社の部門別業績の状況

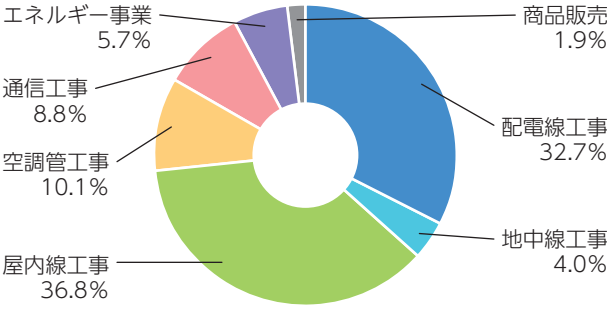
区 分		受注高	前期比	売上高	前期比
設備工事	配 電 線 工 事	73,705百万円	0.9%	73,449百万円	△0.1%
	地 中 線 工 事	11,565百万円	5.3%	9,025百万円	1.0%
	屋 内 線 工 事	85,541百万円	△14.9%	82,696百万円	18.0%
	空 調 管 工 事	17,732百万円	△36.5%	22,720百万円	22.1%
	通 信 工 事	16,378百万円	△15.5%	19,681百万円	△0.5%
	計	204,923百万円	△11.6%	207,573百万円	8.7%
兼業事業	エ ネ ル ギ ー 事 業	—	—	12,901百万円	3.0%
	商 品 販 売	—	—	4,183百万円	△0.5%
	計	—	—	17,084百万円	2.2%
合 計		204,923百万円	△11.6%	224,658百万円	8.2%

(注) 受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。

受注高構成比



売上高構成比



(2) 設備投資等の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は61億2百万円です。

そのうち主なものは、当社本店洲崎ビルおよび事業場の新築ならびに工事用の車両・機械・工具の取得です。なお、設備投資の金額には、無形固定資産、長期前払費用への投資を含んでいます。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは中期経営計画2027の達成に向け、2年目である2024年度は、さらなる成長を目指すために、基本方針に基づいて次の取り組みを推進してまいります。

成長が見込まれる分野（カーボンニュートラル、DX関連）やエリア（首都圏、近畿圏、アジアなど）において、戦略的に営業活動を展開して受注拡大を図ります。さらには、柔軟な施工体制を構築するとともに、グループ一体でのバリューチェーンを強化し、収益拡大に取り組んでまいります。

また、時間外上限規制の遵守に向け、現場改革チームによる現場サポートをはじめ、かいぜん活動やDXによる生産性向上に引き続き取り組んでまいります。

今後、労働力人口の減少が見込まれるなか、要員の確保と人材の育成は喫緊の課題と考えており、協力会社を含めた施工体制の維持・強化に取り組んでまいります。「人材投資の更なる拡充」として、成長の源泉である人材の質・量を高めるため、積極的な採用活動の展開や人材育成の強化、エンゲージメントの向上、ダイバーシティの推進に努めてまいります。

設備工事を中核事業とする当社グループにとって、安全の追求は創業以来変わることのない、重要なテーマです。絶対に災害を発生させない企業風土を確立してまいります。

さらに、お客さまのニーズに応え、品質の向上、技術研究開発の強化に取り組むことにより、お客さまから選ばれる企業にまいります。

加えて、グループを挙げたコンプライアンス意識の醸成、ガバナンス体制の強化、ステークホルダーとの信頼関係強化に取り組み、健全で透明性の高い企業運営に努めてまいります。

なお、昨年8月に公表された中小企業庁の「価格交渉促進月間フォローアップ調査」での取引先からの厳しい評価を真摯に受け止め、グループ調達基本方針の策定やコミュニケーション推進月間の設定などに取り組んでまいりました。今後も取引先とのコミュニケーションを一層強化し、引き続き共存共栄の関係構築に努めてまいります。

当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化するなか、暮らしの基盤を支える担い手として、2024年4月1日、「いかなる時も、人や社会に“活力と豊かさ”を生み出す快適環境を創り、守る」を、トーエネックの使命（パーパス）として公表しました。新たに策定した使命（パーパス）に基づき、挑戦や変革によってこれから先もお客さまや社会へ確かな価値を提供し続けることで、持続的な成長を実現してまいります。

中期経営計画2027（2023年度～2027年度）

数値目標（連結）

売上高 2,700 億円

経常利益 180 億円

ROE 8.0 %

基本方針

1 成長分野への挑戦

- お客さまのカーボンニュートラルへの対応
- 再生可能エネルギー関連事業および工事の強化
- DX関連投資やポストコロナへの対応
- 将来を見据えたエリア戦略の展開
- アジアを中心とした海外事業の更なる強化
- 新規事業の創出・展開
- 付加価値創出に資する技術研究開発および事業展開に向けた取り組みの推進

3 人材投資の更なる拡充

- 持続的な成長の実現に向けた人材の確保
- 人材育成の更なる強化・充実
- ダイバーシティの確保
- いきいきと活躍できる職場づくり
- 働き方改革の推進

2 既存事業の深化

- 営業・施工における総合体制の強化
- グループ一体でのバリューチェーンの強化
- 施工力・技術力の更なる向上
- 効率化・生産性向上の取り組み推進
- 電力安定供給体制の構築に向けた施工体制の維持・充実
- コスト競争力の強化

4 経営基盤の強化

- 安全・施工品質の確保
- 健全で透明性の高い企業運営の維持
- ステークホルダーとの信頼関係強化
- ゼロエミッションに向けた取り組みの着実な実施

成長ドライバー

カーボンニュートラル
への取り組み

デジタル化・DXの推進

人材の確保・活躍推進

【ご参考】

トーエネックの理念体系

追求すべき「会社の理想像」

快適環境の創造 | 独自技術の展開 | 人間企業の実現

創立から変わらぬ「社会へのお役立ち」

いかなる時も、人や社会に“活力と豊かさ”を生み出す快適環境を創り、守る

将来に向けて「こうありたいと考える姿」

お客さまと、社会と、人と、共に成長し続ける総合設備企業へ

使命を果たし続けるために「求められる姿勢や想い」

技術の追求 | チームワーク | 仕事への情熱 | 誠実さ

経営理念

理念体系に基づいた当社の活動や姿勢を端的に表現したもの

使命

[パーパス]

快適以上を、世の中へ。

目指すべき将来像

[ビジョン]

大切にすべきこと

[バリュー]

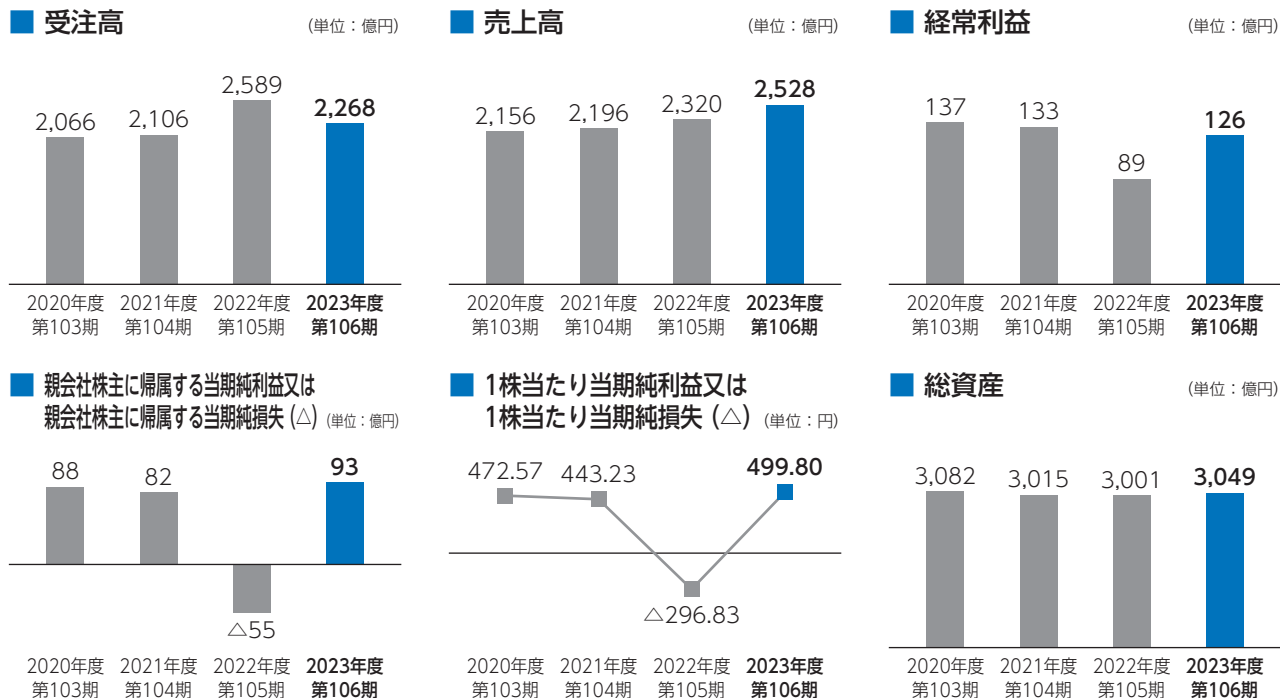
コーポレート
スローガン

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2020年度 第103期	2021年度 第104期	2022年度 第105期	2023年度 第106期
受注高	206,695百万円	210,662百万円	258,971百万円	226,894百万円
売上高	215,677百万円	219,617百万円	232,053百万円	252,863百万円
経常利益	13,726百万円	13,394百万円	8,983百万円	12,679百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	8,832百万円	8,283百万円	△5,548百万円	9,345百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	472円57銭	443円23銭	△296円83銭	499円80銭
総資産	308,232百万円	301,599百万円	300,172百万円	304,931百万円

- (注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。
2. 第104期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第104期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額を記載しています。



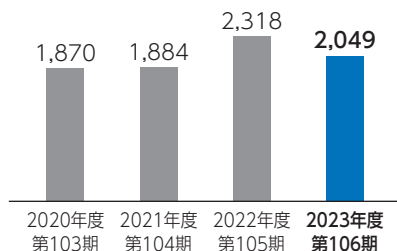
② 当社の財産および損益の状況

区 分	2020年度 第103期	2021年度 第104期	2022年度 第105期	2023年度 第106期
受注高	187,063百万円	188,487百万円	231,835百万円	204,923百万円
売上高	196,351百万円	197,749百万円	207,618百万円	224,658百万円
経常利益	12,241百万円	11,053百万円	7,412百万円	13,360百万円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	7,292百万円	6,724百万円	△6,502百万円	8,681百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	390円20銭	359円80銭	△347円86銭	464円32銭
総資産	281,694百万円	274,375百万円	268,781百万円	275,165百万円

- (注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。
2. 第104期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第104期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額を記載しています。

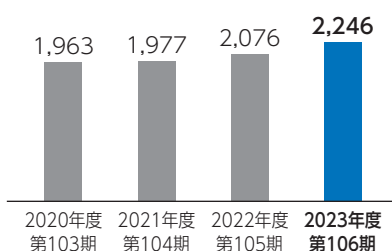
■ 受注高

(単位：億円)



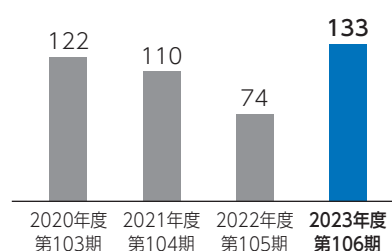
■ 売上高

(単位：億円)



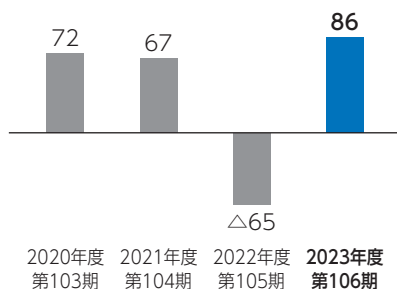
■ 経常利益

(単位：億円)



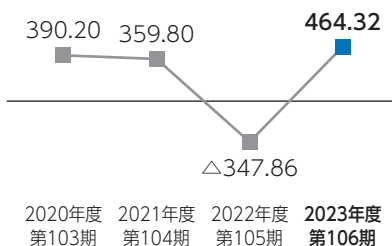
■ 当期純利益又は当期純損失 (△)

(単位：億円)



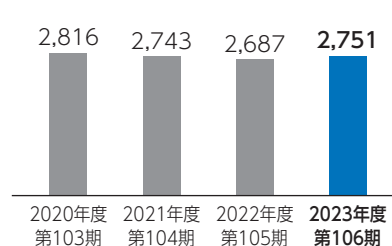
■ 1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



■ 総資産

(単位：億円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

ア. 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社の当社への出資比率	主要な事業内容
中部電力株式会社	愛知県名古屋市	430,777百万円	50.01%	電気事業

(注) 1. 出資比率は、自己株式を含めて計算しています。

2. 当社は、親会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社より配電設備の新増設工事や、その他修繕工事等を受注しています。

イ. 親会社との間の取引に関する事項

中部電力株式会社ならびに中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとしています。なお、上記3社との重要な取引等に関わる契約については、独立社外取締役で構成された親子取引審議委員会の答申を受けたうえで、取締役会で審議し、当社の利益を害さないことを確認したうえで締結しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネックサービス	100百万円	100%	設備工事および事務機器の賃貸
旭シンクロテック株式会社	40百万円	100%	プラント配管工事
統一能科建築安装（上海）有限公司	41百万中国元	100%	電気、空調工事
TOENEC (THAILAND) CO., LTD.	10百万タイバーツ	100%	—
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED	1百万フィリピンペソ	40%	電気、空調、給排水工事
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA	35,750百万 インドネシアルピア	96%	電気、空調、プラント配管工事

(注) 1. PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIAの株式は、旭シンクロテック株式会社を通じての間接所有です。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. TOENEC (THAILAND) CO., LTD.は、Tri-En TOENEC Co., Ltd.への事業移管が終了し清算手続き中です。

③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
PFI豊川宝飯斎場株式会社	100百万円	36%	斎場施設の運営・維持管理
株式会社中部プラントサービス	240百万円	20%	発電設備の建設・保守運転事業
Tri-En TOENEC Co., Ltd.	114百万タイバーツ	30%	電気、空調工事
HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY	300,000百万 ベトナムドン	40%	電気、空調工事
FUHBIC TOENEC Corporation	130百万台湾ドル	40%	電気、空調工事

(注) 1. FUHBIC TOENEC Corporationは、2023年9月28日付で株式の40%を取得したことにより、持分法適用会社となりました。
2. Tri-En TOENEC Co., Ltd.は、当社が増資を引き受けることで出資比率が49%となり、加えて、当社指名の取締役が同社取締役の過半を占めることにより、2024年5月9日付で子会社となりました。

(7) 重要な企業結合等の状況

- ① 事業の譲渡、譲り受け、合併、会社分割等企業再編行為
特記すべき事項はありません。
- ② 他の会社の株式の取得および処分
2023年9月28日付でFUHBIC TOENEC Corporationの株式の40%を取得したことにより、同社を持分法適用会社といたしました。
- ③ 重要な業務提携や技術提携
特記すべき事項はありません。

(8) 主要な事業内容

区 分	事 業 内 容
配電線工事	配電線・引込線などの新設、改修、補修工事 (配電線工事には省エネルギー住宅設備工事、太陽光発電設備工事を含む)
地中線工事	地中送配電線工事
屋内線工事	ビル・工場などの屋内線工事
空調管工事	ビル・工場などの空調、給排水、衛生設備工事
通信工事	情報通信ネットワークの基盤整備工事
エネルギー事業	太陽光発電事業、学校空調システムサービス、マンション高圧一括受電サービス事業
商品販売	電線類や工事事用材料などの販売

(9) 主要な営業所等

① 当社

ア. 本店 愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号
 愛知県名古屋市港区千年三丁目1番32号（本店別館）

イ. その他の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
中部本部	愛知県名古屋市	静岡支店	静岡県静岡市
東京本部	東京都豊島区	三重支店	三重県津市
大阪本部	大阪府大阪市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
名古屋支店	愛知県名古屋市	長野支店	長野県長野市
岡崎支店	愛知県岡崎市		

ウ. 研究機関

名 称	所 在 地
技術研究開発部	愛知県名古屋市

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地	会 社 名	所 在 地
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市	TOENEC (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
旭シンクロテック株式会社	東京都港区	TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED	フィリピン共和国
統一能科建築安装（上海）有限公司	中華人民共和国	PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA	インドネシア共和国

③ 持分法適用会社

会 社 名	所 在 地	会 社 名	所 在 地
PFI豊川宝飯斎場株式会社	愛知県豊川市	HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY	ベトナム社会主義共和国
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市	FUHBIC TOENEC Corporation	台湾
Tri-En TOENEC Co., Ltd.	タイ王国		

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
6,077名	39名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
4,868名	60名増

(11) 主要な借入先

企業集団における主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	22,381百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,600百万円
株式会社三井住友銀行	3,050百万円
株式会社八十二銀行	1,200百万円
株式会社大垣共立銀行	700百万円
三井住友信託銀行株式会社	650百万円
株式会社みずほ銀行	650百万円

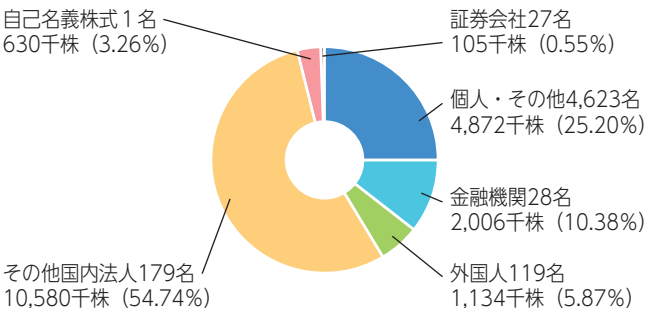
(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 19,329,990株
(自己株式数630,600株含む)

(2) 株主数 4,977名

所有者別株式分布状況



(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中部電力株式会社	9,666千株	51.69%
トーエネック従業員持株会	1,111千株	5.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	772千株	4.13%
トーエネック共栄会	633千株	3.39%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	287千株	1.54%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	215千株	1.15%
株式会社三菱UFJ銀行	201千株	1.08%
トーエネック名古屋協力会持株会	145千株	0.78%
トーエネック労働組合	131千株	0.70%
トーエネック岡崎協力会持株会	131千株	0.70%

(注) 1. 当社は、自己株式630千株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）6名に対して、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式1,786株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
藤 田 祐 三	代表取締役社長 社長執行役員	—
滝 本 嗣 久	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、人事部、教育センター、資材部統括	—
堀 内 保 彦	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 エネルギー事業部統括 空調管本部長	—
飯 塚 厚	取締役（非常勤）	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長
鵜 飼 裕 之	取締役（非常勤）	学校法人東邦学園理事 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長 A S T I 株式会社社外取締役（監査等委員）
吉 本 明 子	取締役（非常勤）	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー 宝ホールディングス株式会社社外監査役
平 田 幸 次	取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長	—
池 山 竜 夫	取締役 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、 情報通信統括部統括	—
山 崎 重 光	取締役 専務執行役員 東京本部長	—
寺 田 修 一	取締役 常任監査等委員（常勤）	—
杉 田 勝 彦	取締役 監査等委員（非常勤）	弁護士 石原総合法律事務所副所長
柴 田 光 明	取締役 監査等委員（非常勤）	公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長
木 村 昌 彦	取締役 監査等委員（常勤）	—

- (注) 1. 取締役飯塚厚氏、鵜飼裕之氏および吉本明子氏ならびに監査等委員である取締役寺田修一氏、杉田勝彦氏および柴田光明氏は、社外取締役です。
2. 当社は、取締役飯塚厚氏、鵜飼裕之氏および吉本明子氏ならびに監査等委員である取締役杉田勝彦氏および柴田光明氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し、各取引所へ届け出しています。
3. 監査等委員である取締役柴田光明氏は公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しています。
4. 監査の環境の整備および社内情報の収集により監査等の有効性を確保するため、監査等委員である取締役寺田修一氏および木村昌彦氏を常勤の監査等委員に選定しています。
5. 当事業年度における異動
取締役西脇哲也氏および水野朝之氏ならびに監査等委員である取締役鈴木健一氏は、2023年6月28日をもって任期満了により退任しました。
6. 2024年4月1日付で、次のとおり地位および担当を変更しました。

氏 名	新	旧
藤 田 祐 三	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員
滝 本 嗣 久	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、人事部、教育センター、資材部統括
山 崎 重 光	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 国際事業統括部統括 営業本部長	取締役 専務執行役員 東京本部長
堀 内 保 彦	取締役	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 エネルギー事業部統括 空調管本部長
平 田 幸 次	取締役	取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟の争訟費用を含む損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、当社が全額を負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。

なお、当該保険の契約期間は1年間であり、2024年7月に更新する予定です。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本方針において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は次のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、株主と一層の価値を共有し、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。
- ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、代表取締役および業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬により構成し、社外取締役および非業務執行取締役については、基本報酬のみとする。なお、退任慰労金その他名目の如何を問わず、退職金は支給しない。
- ・取締役の基本報酬は、在任中に支給する月例の固定報酬とし、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し職責に応じ役位別に決定する。
- ・業績連動報酬は、事業年度ごとの重要業績評価指標を反映した現金報酬とし、在任中の各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえ見直しを行う。
- ・非金銭報酬は、譲渡制限付株式を付与するものとし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇・企業価値向上への意欲を一層高めることを目的とする。付与数については、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し、職責に応じ、役位別に決定する。また付与は、在任中、毎年、一定の時期に行う。
- ・報酬水準は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の総額について、独立した第三者による、当社と事業内容・規模等が類似する企業を対象とした役員報酬調査結果を踏まえ、任意の指名・報酬委員会にて審議し、取締役会はその審議の内容を尊重する。報酬割合は、業績連動報酬の割合を固定せず、業績が向上するにつれて総額に占める業績連動報酬の割合が高くなる設計とし、任意の指名・報酬委員会で審議された種類別の報酬割合の範囲内で決定する。

また、決定方針の決定方法については、任意の指名・報酬委員会で審議された決定方針案を取締役会で審議のうえ決議することとしています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において賞与を含み年額4億円以内（うち社外取締役分年額8,500万円以内）と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名です。また、2022年6月28日開催の第104回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠にて、対象の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、発行または処分される普通株式の総数は年20,000株以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において年額1億円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長藤田祐三が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

委任を受けた代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で個人別の報酬額を決定しています。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は任意の指名・報酬委員会の委員長であり、当該委員会の審議内容を尊重して決定をするためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう任意の指名・報酬委員会の審議を経て当該審議の内容を尊重して決定することを決定方針に定める等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

- ④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	241 (21)	190 (21)	44 (－)	7 (－)	11 (3)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	62 (40)	62 (40)	－ (－)	－ (－)	5 (4)

- (注) 1. 上記には、2023年6月28日開催の第105回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。
2. 業績連動報酬等として取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して賞与を支給しています。
業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画の数値目標と整合するように設定した連結経常利益としており、当該業績指標を選定した理由は、当社グループの業績を端的に表すものと判断したためです。なお、業績連動報酬等の額の算定方法は連結経常利益の目標値に対する達成度に応じて算出する方法とし、その目標値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえて見直すこととしています。
当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付しています。
当該譲渡制限付株式の内容およびその交付状況は、2. (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役飯塚厚氏は、日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役副社長です。当社と日本郵政株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役鵜飼裕之氏は、学校法人東邦学園理事、学校法人東邦学園愛知東邦大学学長、およびA S T I 株式会社社外取締役です。当社と学校法人東邦学園、学校法人東邦学園愛知東邦大学およびA S T I 株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役吉本明子氏は、ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザーおよび宝ホールディングス株式会社社外監査役です。当社とボストンコンサルティンググループおよび宝ホールディングス株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役杉田勝彦氏は、石原総合法律事務所の副所長です。当社と石原総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である取締役柴田光明氏は、公認会計士柴田光明事務所の所長です。当社と公認会計士柴田光明事務所との間には、特別の利害関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

- ③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	飯 塚 厚	・当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回に出席し、主に長年にわたる行政官および企業経営者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	鵜 飼 裕 之	・当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる学校経営者の経験と工学博士としての専門的見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	吉 本 明 子	・当事業年度に開催した14回の取締役会のうち12回に出席し、主に長年にわたる労働分野における行政官等の見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	寺 田 修 一	・2023年6月28日就任後、当事業年度に開催した11回の取締役会、12回の監査等委員会のすべてに出席し、主に他社における常勤監査役経験者として企業監査に関する専門的見地から発言を行っています。
	杉 田 勝 彦	・当事業年度に開催した14回の取締役会、17回の監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
	柴 田 光 明	・当事業年度に開催した14回の取締役会、17回の監査等委員会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。

- ④ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

- ⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にあるものとして業務執行者から独立した客観的・中立的な立場で当社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割から、取締役会において経営の監督を行うだけでなく、重要な親子取引を審議する親子取引審議委員会の委員長および委員として監督を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額
60百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
60百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度における監査計画の内容や報酬見積の算出根拠、過年度の報酬の推移等を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任します。また、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(ご参考)

本事業報告の記載金額および株式数は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を除き表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	136,494	流動負債	83,785
現金預金	38,282	支払手形・工事未払金等	44,199
預け金	1,500	短期借入金	12,082
受取手形・完成工事未収入金等	83,880	リース債務	7,878
未成工事支出金	5,649	未払費用	8,010
材料貯蔵品	3,270	未払法人税等	4,398
商品	115	未成工事受入金	4,091
その他	3,915	工事損失引当金	79
貸倒引当金	△119	その他	3,045
固定資産	168,436	固定負債	90,004
有形固定資産	128,111	社債	8,400
建物・構築物	16,455	長期借入金	21,299
機械・運搬具及び工具器具備品	76,518	リース債務	43,357
土地	31,897	退職給付に係る負債	11,777
建設仮勘定	3,240	資産除去債務	4,707
無形固定資産	3,399	その他	462
のれん	626	負債合計	173,790
その他	2,772	純資産の部	
投資その他の資産	36,925	株主資本	117,609
投資有価証券	29,167	資本金	7,680
繰延税金資産	4,350	資本剰余金	6,855
その他	6,807	利益剰余金	104,598
貸倒引当金	△3,400	自己株式	△1,525
資産合計	304,931	その他の包括利益累計額	13,487
		その他有価証券評価差額金	9,112
		為替換算調整勘定	735
		退職給付に係る調整累計額	3,640
		非支配株主持分	42
		純資産合計	131,140
		負債純資産合計	304,931

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	235,447	
その他事業売上高	17,416	252,863
売上原価		
完成工事原価	203,358	
その他事業売上原価	12,089	215,448
売上総利益		
完成工事総利益	32,088	
その他事業総利益	5,326	37,415
販売費及び一般管理費		21,505
営業利益		15,910
営業外収益		
受取利息及び配当金	427	
為替差益	225	
その他	411	1,065
営業外費用		
支払利息	1,952	
持分法による投資損失	2,142	
その他	201	4,296
経常利益		12,679
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	2,605	2,605
特別損失		
固定資産除売却損	166	
貸倒引当金繰入額	0	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	129	299
税金等調整前当期純利益		14,985
法人税、住民税及び事業税	5,787	
法人税等調整額	△153	5,634
当期純利益		9,351
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		9,345

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	116,276	流動負債	77,301
現金預金	29,333	支払手形	495
受取手形	241	電子記録債務	14,946
電子記録債権	4,935	工事未払金	22,407
完成工事未収入金	67,226	短期借入金	12,082
未成工事支出金	5,262	リース債務	7,952
材料貯蔵品	3,270	未払金	2,607
商品	54	未払費用	6,961
未収入金	2,748	未払法人税等	4,050
その他	3,304	未成工事受入金	3,092
貸倒引当金	△102	工事損失引当金	79
固定資産	158,889	その他	2,625
有形固定資産	125,974	固定負債	93,986
建物・構築物	16,186	社債	8,400
機械・運搬具	74,134	長期借入金	21,299
工具器具・備品	655	リース債務	43,682
土地	31,769	退職給付引当金	15,986
建設仮勘定	3,229	資産除去債務	4,573
無形固定資産	2,541	その他	44
投資その他の資産	30,373	負債合計	171,287
投資有価証券	15,926	純資産の部	
関係会社株式・関係会社出資金	6,886	株主資本	94,774
長期貸付金	32	資本金	7,680
破産更生債権等	158	資本剰余金	6,855
繰延税金資産	5,079	資本準備金	6,831
その他	5,689	その他資本剰余金	23
貸倒引当金	△3,400	利益剰余金	81,763
資産合計	275,165	利益準備金	1,639
		その他利益剰余金	80,123
		海外市場開拓積立金	100
		固定資産圧縮積立金	1,208
		別途積立金	70,200
		繰越利益剰余金	8,614
		自己株式	△1,525
		評価・換算差額等	9,104
		その他有価証券評価差額金	9,104
		純資産合計	103,878
		負債純資産合計	275,165

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	207,573	
兼業事業売上高	17,084	224,658
売上原価		
完成工事原価	180,628	
兼業事業売上原価	11,909	192,538
売上総利益		
完成工事総利益	26,944	
兼業事業総利益	5,174	32,119
販売費及び一般管理費		18,642
営業利益		13,477
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,341	
為替差益	217	
その他	441	2,000
営業外費用		
支払利息	1,960	
貸倒引当金繰入額	3	
その他	152	2,117
経常利益		13,360
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	2,605	2,605
特別損失		
固定資産除売却損	145	
貸倒引当金繰入額	0	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	129	
関係会社株式評価損	2,326	2,605
税引前当期純利益		13,360
法人税、住民税及び事業税	4,817	
法人税等調整額	△138	4,678
当期純利益		8,681

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社トーエネック
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監 査 法 人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩田 国良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村井 達久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエネックの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社トーエネック
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩田 国良
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村井 達久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエネックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社トーエネック 監査等委員会

常任監査等委員（常勤）	寺田 修一	㊞
社外監査等委員		
社外監査等委員	杉田 勝彦	㊞
社外監査等委員		
社外監査等委員	柴田 光明	㊞
監査等委員（常勤）	木村 昌彦	㊞

以上

